

はちろうがた

令和2年1月1日発行

第142号



議会だより

発行：八郎潟町議会 編集：議会広報編集委員会

〒018-1692 秋田県南秋田郡八郎潟町字大道80 TEL 018-875-5810

12月定例会

最後の幼稚園発表会

子どもたちの元気な声が響きわたる！



目次

2	新年のあいさつ
3	12月定例会
4～10	一般質問
11	各常任委員会の審議

12	議会議員政治倫理条例
14	全員協議会／議長交際費
15	提出議案
16	陳情／議会のうごき／編集後記



新年のあいさつ

八郎潟町議会議長

村井

剛



新年あけましておめでとうございます。

町民の皆様におかれましては、令和二年の新春を、夢と希望に満ち、健やかに迎えのことと、心からお喜び申し上げます。

町民の皆様からは、日頃より町勢発展に向け、温かい御理解と御協力を賜り、心から感謝を申しあげます。

八郎潟町議会は、開かれた議会を念頭に、町民の声に寄り添いながら、八郎潟町の将来に誇れる町づくりを目ざし、今日的課題である人口減少・少子高齢化社会への対応・地球温暖化による風水害対策等、本町独自の課題と言うよりも、日本社会のかかえる難題解決に向け、地場産業の振興とあわせて、議員自らの資質の向上を図りながら、地域づくり・町づくりの担い手として、町勢発展に努めてまいりたいと決意を新たにしております。

昨年は、五月下旬から晴天が続き、三十年ぶりの水不足にあえぎ、干ばつによる被害が心配されましたが、どうにか平年作にこぎつき、安心したところであつた。

議会では、政治倫理の確立が課題となり、調査特別委員会が設置された。十四回の審議を経て、九月議会において、委員会発議により、議会基本条例にない罰則の伴う八郎潟町政治倫理条例が可決制定され、十月一日より施行された。条例の前文では、「議員は、町民を代表する機関の一員として、高い倫理観と良識を持ち、議会の権威と品位を重んじ、その秩序を保持し、町民からの信頼を得なければならない」と明記されており、議員としての自覚と行動を求めている、その実行が期待される。

ところで、本町では、今年より少子高齢化時代に対応した幼保連携型認定こども園の開設・小中併設校の開設・役場庁舎の改築事業等、本町にとって従来とは違った町づくりの起点となる年となる。これ等の事業は、町民の理解と協力のも

と、町の発展の礎として、その成果を心から期待し、願うものである。

昨年の五月一日からは、平成天皇が退位され、令和元年と改元された。

令和の出典は、万葉集とのことでありますが、私は独自に考え、聖徳太子が制定した十七条の憲法第一条そのものであると、勝手に考えている。その条文は『和をもって貴しとなし、忤うことなきを宗となす』となっている。この度の即位にあつての中国からの祝電が「日出づる国の天子の即位を祝す」であつたとの報道に、私はその思いを強くしたものである。それは、聖徳太子が遣隋使として、小野妹子を派遣し、持参させた国書は「日出づる処の天子、書を日没する処の天子に致す。つつがなきや」ではじまっている。あたかも、安倍首相の真意を見抜いたかのようであるからである。

新天皇は、玉座で『国民の幸せと世界の平和を常に願い、国民に寄り添いながら、憲法にのっとり、日本国及び日本国民統合の象徴としてのつとめを果たすことを誓う』とのべられた。平成時代が、阪神淡路大震災・マイナス三十一℃プラス四十一℃の極寒猛暑・豪雪豪雨災害等、天変地異の時代であつた。

令和の時代が、平和で災害のないおだやかな時代として繁栄することを、心から願うものである。

本町は、面積十四㎢と小さいものの、県内第一位の人口密度であることから、本町唯一の財産は「人」であると言える。人を大切にし、それぞれが生き生きと活気に満ち、小さくともキラリと輝く町として発展する事を心から願うものである。

新たな年を迎え、町民の皆様の御健勝と御多幸を心から御祈念申しあげ、町議会への変わらぬ御鞭撻御指導賜りますようお願い申しあげ、新年のあいさつと致します。

謹賀新年

議長

村井

剛

副議長

伊藤

秋雄

議員

小柳

裕聡

柳田

敦平

伊藤

留吉

三戸

清人

石井

賢子

北嶋

千代美

加藤

昇

村井

美喜雄

近藤

一義

(議席順)

金

12月 定例会

12月定例会は、12月10日（火）から13日（金）までの4日間にわたり開かれました。審議した議案は、条例関係8議案、補正予算関係6議案、変更契約締結1議案、一部事務組合規約の一部変更1議案、人事案件2議案、人事案件諮問1件でいずれも原案とおり可決されました。

令和元年度八郎潟町一般会計補正予算（第4号）

歳入歳出に**2,463万1千円**を追加し、
総額は**37億59万4千円**となります。

《主なもの》

歳 入

更生医療給付費負担金 国庫・県費	897 千円
後期高齢者医療特別会計繰入金	541 千円
前年度繰越金	17,132 千円
雑入（過年度収入）	4,881 千円

歳 出

マイタウンバス利用促進助成費	100 千円
ふるさと納税報償費	1,602 千円
更生医療給付費	1,195 千円
認定こども園開設準備経費補助金	3,184 千円
県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金	11,260 千円
農地利用集積促進奨励金	1,310 千円
県支出金に係る償還金（多面的機能支払交付金）	3,661 千円
店舗出店改修等補助金	1,000 千円
公共下水道事業特別会計繰出金	△ 11,030 千円

令和元年度八郎潟町国民健康保険 特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出に**957万1千円**を追加し、
総額は**6億6,227万1千円**となります。

《主なもの》

歳 入

保険給付費等県交付金	△ 21,835 千円
前年度繰越金	31,405 千円

歳 出

秋田県町村電算システム共同事業組合負担金	808 千円
一般被保険者高額療養費	6,608 千円
一般被保険者医療給付費	2,547 千円
一般被保険者後期高齢者支援金等	△ 741 千円

令和元年度八郎潟町公共下水道事業 特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出から**346万6千円**を減額し、
総額は**3億284万9千円**となります。

《主なもの》

歳 入

一般会計繰入金	△ 11,030 千円
前年度繰越金	2,000 千円
雑入（消費税還付金）	5,564 千円

歳 出

公設枋設置費	2,000 千円
流域下水道維持管理負担金	1,100 千円
流域下水道汚泥焼却維持費負担金	600 千円
消費税及び地方消費税	△ 9,510 千円
法適化基本方針策定委託料	2,280 千円

令和元年度八郎潟町介護保険 特別会計補正予算（第2号）

歳入歳出に**2,035万1千円**を追加し、
総額は**9億2,865万6千円**となります。

《主なもの》

歳 入

介護給付費負担金 国庫・県費	5,297 千円
現年度分国庫調整交付金	1,606 千円
介護給付費支払基金交付金	4,783 千円
介護給付費一般会計繰入金	2,316 千円
前年度繰越金	6,173 千円

歳 出

介護保険給付費	15,400 千円
介護予防保険給付費	100 千円
高額介護サービス費	800 千円
介護予防、生活支援サービス事業費	3,929 千円

令和元年度八郎潟町後期高齢者医療 特別会計補正予算（第1号）

歳入歳出に**840万円**を追加し、
総額は**7,918万7千円**となります。

《主なもの》

歳 入

保険料	7,656 千円
前年度繰越金	542 千円

歳 出

後期高齢者医療広域連合納付金	7,849 千円
一般会計繰出金	542 千円

令和元年度八郎潟町上水道 特別会計補正予算（第3号）

収益的支出に**27万9千円**を追加し、
総額は**1億5,281万5千円**となります。

《主なもの》

業務システム端末セットアップ費用	213 千円
------------------	--------

資本的支出に**88万7千円**を追加し、
総額は**8,487万3千円**となります。

《主なもの》

浦大町水道管緊急改善事業送水管布設替工事	887 千円
----------------------	--------

八郎潟中学校校舎改修工事変更契約

契約金額

変更前	239,760,000円
変更後	245,780,300円

《変更内容》

図書室新規間仕切り追加、バスケットリング固定式から可動式への変更および2か所増、倉庫部分出入り口追加、2F教室名札の新設、校歌板の新規製作など

12月定例会

一般質問

6議員が町政に対し質問

12月11日の本会議において一般質問が行われ、6議員が質問を行いました。以下、質問・答弁の内容を要約してお伝えします。



質問者

金 一義 議員 (一問一答)

- 1 秋田市新屋への地上イージス配備についての町長の考えは
- 2 湖東厚生病院再編統合報道についての取り組みは
- 3 本町の取るべき人口減少への対応について
- 4 公営住宅整備と空き家対策の関連をどのように進めるか

柳田 裕平 議員 (一括質問一括答弁)

- 1 庁舎内組織改革を考えては
- 2 選挙投票所について

近藤美喜雄 議員 (一問一答)

- 1 「NPO法人はちらぼ」の決算公表について
- 2 地域医療を守る

石井 清人 議員 (一括質問一括答弁)

- 1 堤防に強度の基準はあるか。馬場目川堤防はどうか
- 2 国民健康保険税の資産割を今後も続けるか

北嶋 賢子 議員 (一括質問一括答弁)

- 1 食の安全と食料自給率
- 2 激甚化する自然災害への対策は
- 3 小中併設校にちなみ受験生に配慮を

小柳 聡 議員 (一問一答)

- 1 認定こども園について
- 2 空き店舗等利活用助成事業の推進を

一般質問とは

一括質問一括答弁方式の場合、質疑は特別な場合を除き3回を超えることができない。一問一答方式の場合はこの規定は適用しない。

また、延会、中止、又は休憩のため発言が中断したときは、会議の再開により前の発言を続けることができる。

一般質問

秋田市新屋への地上イージス
配備についての町長の考えは金 一義
議員

問 北朝鮮が、弾道ミサイルの発射を繰り返していることを受け、政府がミサイル防衛の要と位置づける、イージスの配備計画が山口県と秋田市新屋にと発表され、特に秋田市新屋地域は住宅密集地と学校も近くにあり、配備に適しているとは思われません。また、配備反対の陳情が本町の9月議会に提出されて、配備反対の採択をしています。これに対する町長の考えをお示し下さい。

町長 新屋地域の配備には、疑問を感じています。防衛省にはもう一度配備計画を見直し万全を期してほしい。

湖東厚生病院再編
統合報道について
の取り組みは

問 厚生労働省が、9月26日に公表した1,455の公立病院と日本赤十字等の公的病院の「再編統合が必要な公立・公的病院」の30%のリストが公表され「ガン手術や救急医療等の診療実績が乏しい」と判断された424の病院名を公表されたうちに、県内の5病院も含まれ再編・統合が必要との報道があり、その公表された病院に湖東厚生病院も対象となり、町民の方々の不安と驚きがひろがっています。

町長 秋田県では、公表された5病院すべてが地域の高齢者医療を支える大事な病院と位置付け、ガンや脳卒中等の手術だけでなく、高齢者にとっては地域に必要な急性期医療病院と主張しております。本町にとつてはなくてはならない病院なので県と歩調をあわせながら、地域医療の必要性を訴えて参ります。

本町の取るべき
人口減少への対
応について

問 人口減少対策を地方自治体がとりうる方策には、少子化抑制戦略・人口適応戦略・定住人口獲得戦略の三つがあるとされています。

(1) 今日の本町への移住・定住の取り組みは、本町の予測人口は、2030年度で4,913人と推計しております。今後どのような施策を考えているか。

町長 平成27年度のアンケート調査の結果「本町から転出した、4割がAターンしたいと思っている」とあり本町への移住・定住についての支援が必要と考えています。

(2) 町が貸与した奨学金について県内就職をし、本町に定住し住所を有する奨学金貸与者の返済金に対する助成の考えは、「多くの県内市町村において採用している」。

町長 今は考えていません。

公営住宅整備と
空き家対策の関
連は

(3) 地域おこし協力隊について再度要望します。地域外の人材を積極的に受け入れ、地域協力活動を行ってもらい、その定住・定着を図ることで、地域力の維持・強化を図る。

町長 現在のところ採用については考えていません。

問 人口減少を問われている今日の、本町における公営住宅政策はどのようなものか。

また空き家対策との関連の位置付けは。

町長 家賃の関係で、町営住宅と空き家が競合する可能性は低いと考えます。公営住宅における維持管理計



建設中の町営中嶋住宅

ることが目的で、総務省が報償費等を特別交付税で措置する。

町長 現在のところ採用については考えていません。

画では、令和4年度までに将来的に必要な戸数を見、老朽住宅の用途廃止・解体の計画の見直しが必要と考えている。

一般質問

庁舎内の組織改革を考えては



柳田 裕平
議員

問 2022年の新庁舎

開庁では、「建物が新しくなっても中身が変わらない」では意味がないのでは、まず必要なことは職員の意識改革を促すことであり、そして「これからの時代を見据えたまちづくり」を考えた組織改革であると考えます。

それも、開庁前の適切な時期にということでしょうか。

新しい時代に対応する、企画部門の新設・強化の必要性、女性職員の活躍の場と若手職員の育成・登用などの大胆な考え方もある必要ではないでしょうか。

町長としてのリーダー



シップを発揮して庁舎内の組織改革に取り組んでいただきたいと考えますがどうでしょうか。

町長 これまでも庁舎内組織のあり方は、色々な変遷を経て参りました。大変な社会問題になっている人口減対策を新組織で行うという選択肢もありますが、組織を新たにするとそれなりの職員組織体制を敷く必要もあり、現職員数での機構改革には慎重に進めざるを得ません。

新庁舎開庁前に組織改革をとのことですが、職員の意識改革と組織改革は別個に考えていくものだと思いますので、現時点での早急な組織改革は無理があると考えております。

なお、新庁舎の事務室は組織改革を見据えたフロアを考えておりますので、新庁舎完成後のしかるべき時期に組織改革をするべきか判断したいと考えております。

提案 職員と一緒に考える場も設けてはどうでしょうか。

選挙投票所について

問 選挙投票所が6投票所から「はちばる」1か所になり、この7月の参議院選挙が実施されました。

選挙管理委員会の決定に基づいて実施されたことですので、その点は異論はございませんが、決定するまでの運び方に慎重さが足りなかったのではとの疑問を感じました。

この後に、町の根幹に関わる町長選挙と町議会議員選挙が控えていることからすれば、事前に町議会の意見を聞くとか町民の意向を確認するなど運び方も考えられたのではないのでしょうか。

そこで、選挙事務局である町当局としての考えを確認の意味でお伺いいたします。

(1) 「投票所を1か所にする」ことの、話し合われた発端と最終決定するまでの経緯について。

(2) 町長選と町議選に向けての、課題である解消策とその対応について

の選挙事務局である町当局の考えは。

総務課長

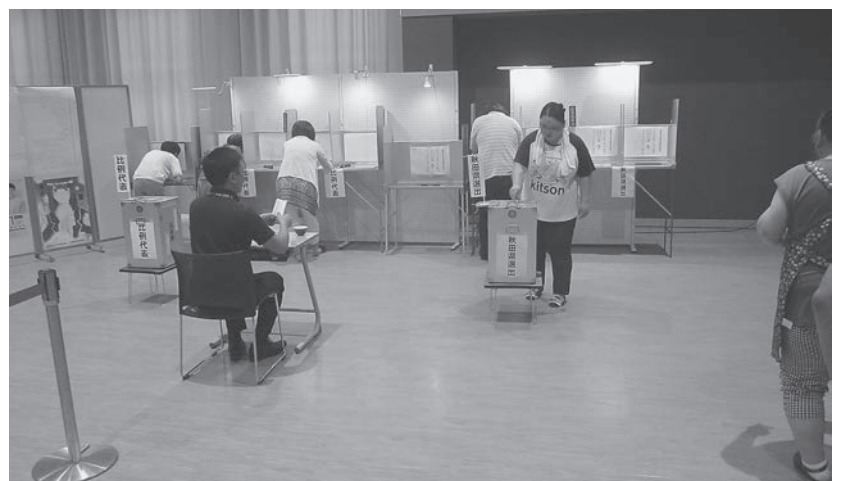
期日前投票者が多くない選挙投票日における投票者が減少していることで、効率的・合理的な投票所の見直しを求める声が増えるように選挙から上るようになりました。

昨年6月の選挙会議で投票所の数が初めて話題になり、様々な角度から検討して参りました。

今年5月の選挙会議で満場一致で「投票所1か所案」が採択されました。

また、投票所の統廃合は選挙で積極的に議論を進めなければ実現し得ない問題と認識しておりますので、特に議員や町民のご意見を伺うことはいたしませんでした。今後の課題である解消策と

その対応については、送迎があることの選挙啓発放送を行うなどの周知の徹底を図るとともに、定時刻でのシャトルバス運行なども検討したいと思



投票所

います。

再質問

「町福祉バス」等による移動投票所は考えられないかとの提案に、「選挙で話し合ってみます。」とのことでした。

一般質問

「NPO法人はちらぼ」の決算公表



近藤美喜雄
議員



はちらぼハウス

問 当初計画の高齢者の交流サロン、町内民間団体への二階の貸事務所、商店街空き店舗に商店誘致、買い物弱者対策などについてどのように評価しているか、委託に無理な部分が無かったか。

町長 決算については、厳しい状況であると感じている。

委託しているのは、地域住民の結びつき、賑わい創出関連の「まちづくり活動センター」管理運営業務委託」と商店街活性化事業、おもしろ市場に関する「まちづくり効果促進事業」です。無理な

委託とは感じていない。

問 活性化センターと買い物弱者対策事業の分散委託の考えは。

町長 まちづくり活動センターは、NPOの活動拠点としても委託、買い物弱者対策事業（弁当の配達、車の送り迎え）は委託していない。

問 厳しい商業環境の中で、理事会の中の意見に一体感はあるのか。

町長 毎月理事会を開催し、活動内容を協議している。活動内容の協議している。意見の相違はあると思うが予算を伴う大きな変更はない。

問 現在のスタッフを維持するのに必要な売り上げは、月8百万円ほど必要との考え（30年12月定例会委員会にて）があるようですが、30年度の実績と31年度の見込みはどうか。

町長 4月から7月までは前年を下回った。8月以降の売り上げは前年を上回っていると聞いている。今年度の見込みは前

年並みと思われる。

問 町が直接事業に関与していれば、当然町の監査の対象とすべきだと思いますがいかがか。

町長 町の監査委員の求めに応じ資料を提出している。

地域医療を守る

厚生労働省が「再編・統合」が必要などとして病院名を公表しました。関係自治体に来年9月までに結論を出すよう求めると言う。

名指された424病院の具体的な検証理由に、診療実績（がんや救急医療など9項目）が乏しい、近くに機能を代替え出来る民間病院が存在する、また、経営収支が赤字と言うこともあげられています。地方で不足する医師・看護師などの問題もあるという。

問 湖東厚生病院の構成町村は緊急会議などの連絡をとっていると思いますがどのような状況か。

問 NPO法人の決算は公表されるものと認識していますが、いかがか。議員にはよく理解されていない、議会に資料の提出をお願いします。

町長 法により事務所に「備え置き」し、社員及び利害関係者に、閲覧出来る9月までとすれば時間がありません。

町長 県では、5病院全てが、地域に必要な急性期医療病院と主張している。

医療法に基づく県の地域医療構想等に基づく根幹の問題と認識している。

問 県内公立病院に対する県の権限が強化されているとされていますが、知事との早急な対策打合せはされているか。

逆に、地域再生、地域医療を守り住民の生活を安定させるには国からの特段の支援が必要です。

町長 この問題は、すでに県との協働政策会議の場でも話題となっており、即、病院の統廃合が進むものではないことを確認している。今後も、県と

きるようになっていく。所轄庁への報告についても閲覧等させるなどの定めがある。

要望 事業主体の理事長さんの考えを直接お聞き出来るよう機会を作って頂きたい。

厚生連、関係4町村で構成する湖東厚生病院運営協議会で情報を共有しながら、地域医療が果たす役割の重要性を国に要望して行く。

問 八郎潟町の町長が牽引する形で湖東厚生病院を守る強いメッセージが必要で、町民は町長の病院を守る力強い言葉の発信を待っていると思います。一言お願いします。

町長 あらゆる機会を通じて、県や関係機関と連携しながら、湖東厚生病院の存続を訴えてまいります。



湖東厚生病院

一般質問

堤防に強度の基準はあるか。
馬場目川堤防はどうか。石井 清人
議員

問 10月上旬に発生した台風19号は、猛烈な雨の影響で長野県の千曲川、福島県の阿武隈川など52河川の73か所で堤防が決壊、住宅地などを飲み込む大規模な洪水被害が各地で発生しました。おそらく住民のほとんどは堤防が決壊するとは予想していなかったと思います。馬場目川堤防は大丈夫かと思わずにはいられません。堤防から水が浸みだしているとか、法面が浸食された跡があるとかいう兆候はありませんか。馬場目川流域の面積で雨量がどのくらいになれば、どのくらいの水量が集まってきて、川の水位がどのくらい上がるといふシミュレーションが国や県でされたことはないものでしょうか。

30年前くらい前に馬場目ダムの話が持ち上がりましたが、いつの間にか自然消滅したことがあります。



ました。群馬県の八ッ場ダムは一時予算の無駄遣いと言われて工事中止寸前までいきましたが紆余曲折を経て完成しました。今回の台風19号では満水に貯水したため下流への被害がなかったと言われています。ダムの効果はあります。五城目町でも馬場目川上流の氾濫で田畑の冠水被害がおきます。五城目町、八郎潟町の両町で馬場目ダムの研究をしてみてもどうでしょうか。

町長 河川管理者の秋田県によると、馬場目川堤防は昭和36年度から河川改修事業により国の河川管理施設等構造令などの

基準に基づき整備されている。堤防の強度については当時の設計基準では法勾配や天端幅などの断面形状の最低基準を河川の規模に応じて定めており、馬場目川においては整備計画当時24時間雨量137・2ミリとして河川断面を設定しており洪水時においても堤防天端まで1メートルの余裕高がある。堤防の浸透または浸水は県では定期的に巡視点検を実施しておりそのような箇所はない。

馬場目川ダムについては確かに建設構想があり県は調査費5千万円以上を投入し調査したが建設費が300億円に見合うだけの治水の必要性や効果が得られないと判断し平成10年度に建設構想を断念している。しかし両町ともに豪雨により被害が発生しており、一方では水不足による農作物への影響もあるので五城目町と話し合いの場を設けてみたい。

国民健康保険税
の資産割を今後
も続けるか

問 平成30年度の各会計決算が上程され認定されました。このうち国民健康保険特別会計は、積立金(基金)は総額1億円となります。毎年繰越しがでてその都度積み立てて、その額がどんどんと膨らんでいけば取りすぎという批判も出てきます。私は国保基金は1億円で十分だと思っています。私は診療報酬や薬価基準が現状維持でこのまま安定していくと見込まれば当然国保減税に向かうべきだと思います。そしていま各自治体で判断が分かれているのが資産割です。庶民からすれば土地建物や償却資産に固定資産税が課税されていて、さらに国保税額算定の際にこの固定資産税額にまた税率を掛けていくのですから2度賦課されている感じは否めません。昔から固定資産は帳簿上の見かけの財産ですから税金を担う力、い

わゆる担税力はないと言われていました。いま全国的に資産割を廃止している町村が多いです。本町では資産割を下げていく、あるいは廃止して所得割に移していくという考えはあるのでしょうか。

町長 国保財政調整基金の目的は医療給付費の急激な増加等による財源に充てるもの。基金保有率は21パーセントで県内市町村では8番目に高い。基金額については現状の1億円程度で良いと考えている。また国保税減税については単年度収支を考慮すると引き下げはできない。

資産割については所得割、均等割りの2方式が1市、平等割を加えた3方式が17市町村、資産割を加えた4方式が7町村である。現在本町は4方式としている。国保税の賦課方式の変更は各世帯の税額に大きく影響するので慎重にすすめている段階です。

税務課長 資産割については今後国保運営協議会でも意見を聞きながら検討していく。

一般質問

食の安全と食料自給率

北嶋 賢子
議員

問 2018年度の食料自給率が37%に下落しました。OECD（経済協力開発機構）に加盟35ヶ国中、日本より下位は、イスラエルとアイスランドだけ。温暖多雨で農業生産には絶好の条件にめぐまれた日本が世界最低クラスとは何故でしょうか。農業まみれの輸入農作物を食べさせられて、輸入がストップになった時の政府が出した食事メニューは、一杯のごはんに浅漬けか野菜炒め、焼魚は夕食のみ。牛乳が5日に一杯。卵は15日に1ヶ。焼肉は10日に1回。生命活動を維持する為に必要な最低限の1478キロカロリーより摂取出来ません。一日3食中2／3は非国産となり、食と農壊滅の政府試算です。農業でくらしが立つ様にヨーロッパ並みに農業を支援する事が第一ではないでしょうか。人が生き

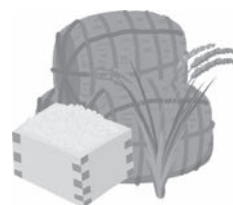
て行くためには、食料が必要で、国内生産者を守る事が食の安全につながり、私たちの世代だけでなく、子ども等の次世代にとっても大切な問題だと思っております。

町長 主食用米は前年並みだったものの天候不順で、小麦、大豆が大きく減少した事により自給率が37%。この件は非常に危険と感じている。食料

激甚化する自然災害への対策は

問 もしも、観測史上最多の雨が降り、馬場目川の堤防の水が溢れたら、高岳山の一部が崩落したら、土砂崩れと冠水で町全体が被災地になってしまう。最近の台風は衰弱しないまま来たり、更に強まったり。ニュースを見ていると想定外の事がおきてます。町のハザードマップをどの様な状況時に、どの様な被害が発生するかを、わかり易くしておく、安全な避難路や場所の立地等も大きく変わって来ると思

供給を外国に頼って輸出が止まった場合、いろいろな事態が想定されるが、町の子ども達には今後とも地場産の安全で安心な食料を提供していきたいと思っています。



う。堤防の嵩上げや上水場の断水等も想定し、来るであろう災害から生命を守る策を日常の生活の中で培う事も必要と思うが。

町長 本町のハザードマップは土砂災害・浸水・津波想定や各避難場所等の情報が記載されている。今後は避難経路も明記する。現在のハザードマップは県による見直し作業中で、馬場目川浸水想定区域の変更も予想され修正になると思う。避難の仕方、避難場所への誘導等のマニュアルや町内会単位の避難訓練の推進等ソフト面の整備強化につとめていく。

小中併設校にちなみ受験生に配慮を

問 息子達も孫もお世話になった学舎に別れを告げ、新年度からは併設校です。活気のある校舎になると思います。反面、賑やかすぎて受験生の負担にならないか心配です。

教育長 一階は一・二年生。二階は三年・六年生の普通教室と小学校特別支援教室。三階が中学生として。小学生専用理科室が三階にあり、全く影響が無いとは言えない。理科の授業以外は、小学生が三階に行く事は無い。中学生のテストの日だけは小学生に少し気を使ってもらえれば、と考えている。全教室にエアコンが設置されている事から騒音は少ないと思う。実際始動して、大きな影響が発生した場合には、両校の先生たちが良い方向を見出し出してくれと思う。



小学校



中学校

一般質問

認定こども園について



聡 小柳 議員

いよいよ来年度から我が町でも認定こども園として新たなスタートをきることになります。10月21日には利用者に向けた説明会も開催しております。

100名弱の父兄や関係者が出席しておりますので、認定こども園に対する関心の高さを改めて感じました。その関心の高さは期待もあるかもしれませんが、不安からくる関心の高さもあったのではないかと推測しました。

問 認定こども園の申込み状況は。
町長 八郎潟たいようこども園の申込みは11月18日で終了しておりますが、123人の申し込みがありました。3歳児以上で幼児教育を希望する1号認定のこどもは12人、保育を希望する3歳児以上の2号認定のこどもは62人、保育を希望する3歳

児未満の3号認定は49人となっております。

今現在の幼稚園・保育園の割合からすると幼稚園ユーザーからも2号認定で申込みをしている割合が増えていくことが読み取れます。現代社会に於いては共働き家庭が多いので当然と言えば当然の結果かもしれません。

今現在は1号認定で申込みをされている方の中にも出来るだけ早く働きたいと思っている人がいます。

問 (年度内で就職先が決まった場合等) 認定変更にはどのくらいの期間を要するか。
町長 認定の変更手続きについては保護者が求職活動をしている証明書を

持参し、福祉課窓口へ来て認定の変更を申請していただく必要があります。保護者の就労により1号認定から2号認定へ変更する場合に要する時間ですが、保護者が就労

証明書を持参して福祉課窓口で認定変更の手続きをしていただきます。こども園の認可定員の範囲の確認や職員の配置など、秀麗会との協議もありますので早ければ1週間以内、遅くとも2週間以内を要する。

問 園舎が分かれることになるが、円滑な接続をするための指針や留意点は。
福祉課長 認定こども園の特徴の一つとして異年齢交流というものがござ

います。異なる年齢の園児が交流することによって子供たちの集団性を保ちながら健やかな育ちを支援するものでございます。他人を思いやる優しさや集団のマナー・ルール



ルを学んでいくということとございます。たいようこども園では子供たちの一週間の過ごし方の中

空き店舗等利活用 助成事業の推進を

問 店舗改修等補助金も活用されてはいますが、その多くは既存のお店のリフォーム等にも活用されていきます。それを否定するものではありませんが、この制度に関しては外部からの起業者をターゲットにしていないように感じますので、新規起業家や空き店舗の活用という(町外在住者に向けても)必要なターゲットに向けた施策を創り、それをホームページ等で可視化できるようにしていただきたい。

町長 店舗改修等補助金は新規出店者に対応しております。本町の住民であることが前提となっております。町外の方が本町で新たに起業したいという方がいれば本町に住民登録をしていただければから起業していただき

で3歳児以上と3歳児未満の交流を回数は未定ですが週に数回行う事にしております。

たいと思います。

要望 町内在住者はともかく、町外在住者に対してどこまでアプローチが出来るのかという視点で、補助金等を町内在住者に与えるのは理解をいただけるが町外ならば駄目というのは受け身の発想に感じる。むしろプレゼン等を行う事で信用できるという判断が出来るならば同じような条件で助成できる仕組みを作ってほしい。

また既存の補助金制度を見直し活用されていないものがあれば成長分野に分配してほしい。

町長 次期総合戦略の策定も来年度から実施することとしておりますので、新たな助成制度については今後も強く取り組んでいく。補助金が使われていない状態のものの支援の在り方についても見直しは必要だろうと思いますので検討していく。

各常任委員会の審議

総務産業 常任委員会

条例の一部改正議案 3件
条例の制定議案 3件
補正予算関係議案 3件
規約の一部変更協議議案 1件

総務課関係

(条例の制定)

問 会計年度任用職員を適用するにあたり、どの程度の予算増が見込まれるか。

答 令和2年4月1日からの適用となるため、令和2年度は6月の期末手当が2ヶ月分のみ支給となることから約1,400万円の増となる。令和3年度は約2,000万円の増となる。

(一般会計補正予算)

問 ふるさと納税の通信運搬費421千円の追加に関連し、返礼品の発送は業者や商店ごとにゆうパック・宅配便を利用し

て納税者に発送しているとのことだが、返礼品も相当数になると思われる。運送会社と契約して発送すれば割引が適用され経費を抑えられるのでは。

答 内容を精査し検討する。

産業課関係

問 県支出金に係る償還金3,661千円及び歳入予算にある多面的機能

支払交付金4,881千円の追加は八郎潟広域環境保全会が解散したことによるとのことだが、総会を開かないで解散したと聞いている。当局はど

のように捉えているのか。

答 解散総会については期間が短かったため、国も了承したうえで総会を開かず解散している。ただし、設立総会は開催している。

教育民生 常任委員会

町民課関係

問 印鑑証明の登録は、旧姓と新姓の二つを持て

るのですか。

答 現在の姓に旧姓を併記してもよい。旧姓での印鑑も登録できますが、登録する印鑑は一つだけです。

問 また、過年度返還金は、八郎潟・一日市・真坂の各保全会でどのような割合で支払うのか。

答 現在、資料を提出してもらい振り分け作業をしており、1月中には各保全会に示すことにしている。

福祉課関係

問 認定こども園開設準備経費補助金の主な備品はどのようなものか。

答 園内で給食を運搬するワゴン車を3台、食器洗い洗浄機が1台、子供が給食を食べるためのテーブルが12台、子供たちの昼寝用の簡易ベッドが80個などとなっています。



教育課関係

問 校歌板改修とのことだがどこに掲示されるか。

答 体育館ステージに向かって右側に中学校校歌、左側に小学校校歌が入る。

問 あきたラン(第6回秋田25市町村対抗駅伝)の選手はどのように選んだか。

答 一般の部は、町の陸上競技協会で選考し、小学校・中学校の部については、学校から選抜された選手の中から、同じく陸上競技協会で選考して



いる。一般女子の部、高校女子の部は、走る女性がないため、中学校の生徒から走ってもらっている。

(八中改修工事)

問 当初設計する段階で、現地を確認した上で設計を行ったと思うが、

その時に今回の校歌板改修のような意見は他にでなかったのか。

答 図書室の間仕切りについては、小学校からの図書量が不明なこともあり、当初設計では既存の間仕切りでと考えていたが、臨時的に設置される間仕切りが固定されるとなると、図書室の中が見えないことから、子供の安全面や採光の面、小中学生が入りにくい環境になるということで、学校側より窓付の間仕切りに変えてもらえないかとの要望があり変更した。

八郎潟町議会議員政治倫理条例が

制定されました

八郎潟町議会では、議員の倫理性をより明確にするとともに、良識と品位を重んじる行動を目的として、議員政治倫理条例を9月定例議会で制定しました。条例全文を紹介いたします。

八郎潟町議会議員政治倫理条例

議会は、町民が直接選んだ長及び議員が審議する場であり、最高の意思決定機関である。議会の構成員である議員は、町民を代表する機関の一員として、高い倫理観と良識を持ち、議会の権威と品位を重んじるとともに、その秩序を保持し、町民からの信頼を得なければならない。

この条例の基本理念は、八郎潟町の更なる発展に資するためのものであり、その活力の芽を摘む事のないよう配慮しなければならない。又、その濫用を認めない。

ここに、議員と町民相互の信頼関係を築き深める基盤として、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、八郎潟町議会基本条例（平成24年八郎潟町条例第7号）の規定に基づき、八郎潟町議会の議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理の確立を図り、もって町民に信頼される公正な町政の発展に寄与することを目的とする。

（議員及び町民の責務）

第2条 議員は、町民の代表者として、自己の職責を自覚し、常に町民全体及び公益の追求を指針として行動するとともに、自ら研さんを積み、その職責にふさわしい人格と倫理の向上及び地方自治の本旨に基づきその使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、自己の地位と権限による影響力を不正に行使用することによって、いかなる自己の利益も図ってはならない。

3 議員は、自己の職責に反する言動をしたとの疑惑をもたれた場合は、自らその疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

4 町民は、自らも町政を担い公益を実現する責任を有することを自覚し、自己の利益を図る目的を持って、議員に対し、その地位と権限による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

（政治倫理基準の遵守）

第3条 議員は、次の各号に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

（1） 町民全体の代表者として、品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしてはならない。

（2） 議員としての発言又は情報発信は、確たる事実に基づいて行うこととし、虚偽の事項を表示することによって他人の名誉を毀損する行為をしてはならない。

（3） 町（町が設立した公社及び町が出資金、資本金その他これに準ずるものの3分の1以上

を出資している法人を含む。以下同じ。）が行う許可、認可又は町の工事等の請負契約、業務委託契約及び物品納入契約等に関し、特定の個人又は企業等を推薦し、又は紹介するなどの有利な取り計らいをしてはならない。

(4) 町職員の公正な職務執行を妨げ、その権威又は地位による影響力を不正に行使するよう働き掛けてはならない。

(5) 町職員（非常勤職員を含む。）の採用、昇任又は人事異動に関与してはならない。

(6) 政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けてはならない。

(町との請負契約等に対する遵守事項等)

第4条 議員は、本人又は本人の配偶者、1親等内の血族若しくは同居の親族が実質的に経営に携わっている企業（以下「関係私企業」という。）に対し、町との工事請負契約（実質的に元請負と異ならない下請負を含む。）、業務委託契約及び物品購入契約（以下「請負契約等」という。）の締結については、関係私企業の就職の制限を規定している地方自治法第92条の2の趣旨に従い、町民に疑惑の念を生じさせないため、これを辞退しなければならぬ。ただし、災害等で緊急を要し、町の行政執行に著しい支障がある場合を除く。

2 前項の規定は、指定管理者の指定について準用する。

3 第1項に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 同居 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく届け出が同一世帯となっている

ことをいう。

(2) 企業 一定の経済的事業の遂行の目的を持つて、人及び物を有機的に組み合わせた経営主体（その経営主体が個人であるか法人であるかを問わない。）をいう。

(3) 実質的に経営に携わっている企業

ア 役員をしている企業

イ 資本金その他これに準ずるものの3分の

1以上を出資している企業

ウ 経営方針に関与している企業

(就業の報告義務)

第5条 議員は、議員となった時に、次の各号のいずれかに該当する法人その他の団体（以下「法人等」という。）の取締役、理事、監査役、顧問若しくはこれらに準ずる職についているときは、就業報告書（以下「報告書」という。）を30日以内に議長に提出しなければならない。これらに変更があった場合（新たに営む場合、兼ねる場合も含む。）も同様とする。

(1) 主として収益等事業を営む法人等

(2) 町の許可が必要な事業を営む法人等

(3) 町からの補助金等を受け、又は受けようとする法人等

2 議長は、報告書については、4年間これを保存するものとする。

3 報告書は、議員の職にある間、町民の閲覧に供する。

(審査の請求)

第6条 町民又は議員は、第3条・第4条及び第5条の規定に違反する行為（以下「政治倫理基準違反」という。）をした疑いがあると認められる議員があるときは、町民にあっては地方自治法（昭和22年法律第67号）第18条に規定する選挙権を有する者の20人以上、議員にあっては議員定数の6分の1以上の者の連署をもって、当該政治倫理基準違反行為をした疑いのある事実を証する資料を添えて、議長に審査の請求をすることができる。

(審査会の設置)

第7条 議長は、前条の規定による審査の請求を受けたときは、八郎潟町議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置するとともに、議員に報告し、審査請求書及び添付資料を審査会に提出して審査を求めなければならない。

2 審査会は、委員5人をもつて組織する。

3 審査会の委員は、議員のうちから議長が指名する。ただし、審査請求を行った議員又は審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）は、委員となることができない。

4 審査会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを選任する。

5 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

8 審査会の委員の任期は、前条の審査の請求にか

かる審査結果を議長に報告したときまでとする。ただし、議員の職を失ったときは、その任期を終了するものとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（審査）

第8条 審査会の委員長は、前条第1項の規定により議長から審査を求められたときは、速やかに審査会を招集するものとする。審査会は、議長から審査を付託されたときから原則90日以内に文書で議長に審査結果を報告しなければならない。

2 審査会は、審査請求の適否及び政治倫理基準違反の行為の存否について審査する。

3 審査会は、審査対象議員の出席を求め、又は文書を提出することにより弁明の機会を与えなければならない。

4 審査対象議員は、審査会から審査に必要な資料の提出又は出席の要求があつた場合は、それに従わなければならない。

5 審査会は、審査請求代表者、その他関係者から事情を聴取し、審査に必要な書類等の提出を求め、参考人として出席させ、意見を聴くことができる。

6 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 審査会は、原則公開とする。ただし、出席委員の3分の2以上の合意により非公開とすることができる。

8 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしはならない。その職を退いた後も同様とする。

9 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、請求者及び当該議員に文書で通知するとす

もに、その概要を速やかに公表しなければならない。

（弁明書）

第9条 当該議員は、審査結果について議長に対し弁明書を提出することができる。

2 前項の規定により弁明書が提出された場合は、議長は、第8条第9項の審査結果の公表に当たり、弁明書の全部又は概要を併せて公表するものとする。

（議長の措置）

第10条 議長は、審査会の報告を尊重し、政治倫理基準に違反したと認められるときは、当該議員に対して、議会の権威及び品位を守り、町民の信頼を回復するため、議員に諮り次に掲げる措置を講ずることができる。

（1） 注意

（2） 陳謝の勧告

（3） 一定期間の出席自粛の勧告

（4） 議員の辞職の勧告

（5） 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置

2 議長は、前項の措置を講じたときは、審査請求代表者及び審査対象議員に対して審査の結果を通知するとともに、その概要を速やかに公表しなければならない。

（委任）

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第4条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結される請負契約等から適用する。

【議会全員協議会】

○令和元年12月3日開催

《協議案件》

・12月定例会に提出する議案の主な内容について

■議長交際費の支出状況（10月～12月）

◎議長が交際費に要した経費の概要をお知らせします。

分 類	件数	金額（円）	内 訳
会 費	4	53,000	秋田県町村議会議長会視察研修会、秋田県関係国会議員との懇談会、秋田県知事との行政懇談会 ほか
その他	1	1,720	消防団駆付訓練
計	5	54,720	

令和元年八郎潟町議会12月定例会提出議案等結果報告

議案番号	審 議 案 件	結 果
議案第41号	八郎潟町印鑑条例の一部を改正する条例について	全員賛成可決
議案第42号	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	全員賛成可決
議案第43号	八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	全員賛成可決
議案第44号	八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について	全員賛成可決
議案第45号	八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	全員賛成可決
議案第46号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について（10件分）	全員賛成可決
議案第47号	八郎潟町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について	全員賛成可決
議案第48号	公益的法人等への八郎潟町職員の派遣等に関する条例の制定について	全員賛成可決
議案第49号	令和元年度八郎潟町一般会計補正予算（第4号）について	賛成多数可決 (反対：加藤千代美)
議案第50号	令和元年度八郎潟町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について	全員賛成可決
議案第51号	令和元年度八郎潟町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について	全員賛成可決
議案第52号	令和元年度八郎潟町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	全員賛成可決
議案第53号	令和元年度八郎潟町介護保険特別会計補正予算（第2号）について	全員賛成可決
議案第54号	令和元年度八郎潟町上水道特別会計補正予算（第3号）について	全員賛成可決
議案第55号	工事請負契約の変更契約の締結について（八郎潟中学校校舎改修工事）	全員賛成可決
議案第56号	秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更について	全員賛成可決
議案第57号	八郎潟町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	全員賛成同意 (小野 勤氏)
議案第58号	八郎潟町監査委員の選任につき同意を求めることについて	全員賛成同意 (渡邊 優氏)
諮問第1号	八郎潟町人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	全員賛成推薦 (工藤常子氏)

【議決された条例の主な内容】

八郎潟町印鑑条例の一部を改正する条例について

住民基本台帳法施行令等の一部改正により、印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されたことに伴い改正するもの。旧氏の印鑑を登録できるようにすることと、印鑑登録証明書に旧氏と現在の氏と併記することとする。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

災害弔慰金の支給等に関する法律及び施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率や保証人等、所要の規定の整備で、災害援護資金の貸付利率を無利子にするなど。

八郎潟町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

秋田県人事委員会の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、町職員の給料月額、勤勉手当の額を改正するもの。

八郎潟町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の給与改定により、賞与の率が改正されるため、特別職の職員で常勤のものの期末手当の率を改正するもの。

八郎潟町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

一般職の給与改定により、賞与の率が改正されるため、議員の期末手当の率を改正するもの。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が導入されるため、関係条例の整備をするもの。

八郎潟町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償について、条例を制定するもの。

公益的法人等への八郎潟町職員の派遣等に関する条例の制定について

令和2年度より職員を社会福祉法人へ派遣するため、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき条例を制定するもの。

陳 情

受理 番号	受 理 年月日	件名	住 所	氏 名	件 名	本会議 結 果	付 託 委員会
14	令和元年 10月8日	陳情	秋田市 秋田市	秋田県春闘共闘懇談会 代表委員 石川 洋 基 秋田県労働組合総連会 議長 加賀谷 俊 悦	ケアプラン有料化などの制度見直し の中止、介護従事者の大幅な処 遇改善、介護保険の抜本的改善を 求める陳情	採 択 (全員賛成)	教育 民生
15	令和元年 10月9日	陳情	秋田市 秋田市	秋田県春闘共闘懇談会 代表委員 石川 洋 基 秋田県労働組合総連会 議長 加賀谷 俊 悦	若い人も高齢者も安心できる年金 制度の実現を求める陳情	採 択 (全員賛成)	教育 民生
16	令和元年 10月9日	陳情	秋田市 秋田市	秋田県春闘共闘懇談会 代表委員 石川 洋 基 秋田県労働組合総連会 議長 加賀谷 俊 悦	お金の心配なく、国の責任で、安 心してらせる社会の実現のため 社会保障制度の拡充を求める陳情	採 択 (全員賛成)	教育 民生
17	令和元年 10月9日	陳情	秋田市	秋田県医療労働組合連合会 執行委員長 石川 洋 基	医師養成定員を減らす政府方針の 見直しを求める意見書の提出につ いて	採 択 (全員賛成)	教育 民生
18	令和元年 10月9日	陳情	秋田市	秋田県医療労働組合連合会 執行委員長 石川 洋 基	介護従事者の全国を適用地域とし た特定最賃の新設に関する意見書 の提出について	採 択 (全員賛成)	教育 民生
19	令和元年 11月1日	陳情	秋田市	秋田県社会保障推進協議会 会長 渡 辺 淳	「深刻な医師不足、高齢化の進行、公共 交通機関の衰退など地方における公立・ 公的病院のおかれている医療事情の状況 把握を欠いたまま、国の基準に基づく一 方的な再編・統合は行わないこと」を国 に求める意見書提出の陳情書	採 択 (全員賛成)	教育 民生



議会のうごき

10月

18日 例月出納検査（監査委員）
21日 秋田県町村議会議長会 正副会長会議・理事会（議長）
29日～30日 秋田県町村議会議長会視察研修会（議長）
31日～11月1日 町村監査委員全国研修会（監査委員）

11月

1日 八郎潟町表彰式
2日 小学校学習発表会
3日 消防団秋の駆付訓練
12日～13日 定期監査（監査委員）
12日 秋田県関係自民党国会議員との懇談会（議長）
13日 町村議会議長全国大会（議長）

14日 陳情書主旨説明 秋田県医療労働組合連合会 ほか（正副議長）
五城目町・八郎潟町県道整備促進期成同盟会 通常総会
18日 例月出納検査（監査委員）
20日 南秋田郡町村議会正副議長並びに事務局職員合同研修会
25日 議会運営委員会
秋田県知事と議会議長との行政懇談会（議長）
30日 幼稚園発表会

12月

2日 議会運営委員会・議会広報編集委員会
3日 議会全員協議会
6日 秋田県町村電算システム共同事業組合 定期監査（議長）
10日 議会定例会（13日まで）
18日 議会広報編集委員会
19日 例月出納検査（監査委員）
南秋田郡町村議会議長連絡協議会（議長）
20日 八郎潟町・井川町衛生処理施設組合議会
23日 八郎湖周辺清掃事務組合議会
24日 湖東地区行政一部事務組合議会

◆議会広報編集委員会
委員長 石井 清平
副委員長 柳田 裕吉
委員 伊藤 雄一
金 藤 秋
北 嶋 一
三 戸 賢
柳 田 留
石 井 裕
井 清
平 人



平成から令和へ。
併設となる学舎もたいようこど
も園も春から新たな旅立ちです。
こどもたちの声が街中にひびき
小さくても明るい話題がいつぱい
溢れる年になりますように。

（けん子）

編集後記

